

## マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名所	本社
拠点所在地	神奈川県川崎市幸区戸手本町1-134-5

※令和元年11月末現在

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当りの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当りの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
0	0	0円	0円	0%

#### ・マージン率とは

派遣先より株式会社ケーシンに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率と言います。

#### ・マージン率に含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労働災害保険等の事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求不可）	
会社運営経費	健康診断費用	一般診断及び生活習慣病予防診断の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 （登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益	

### 2. 教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー教育等、キャリアアップを目指した教育
- ・派遣先業種に合わせた、安全衛生に関する教育
- ・派遣先業務で使用する機器等の実地訓練